

作成日 令和8年5月29日

令和8年度 施行

上美生小学校プール維持管理委託

(教育推進課 教育総務係)

公示用

上美生小学校プール維持管理委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
【上美生小学校】					
監視及び警備		70	日		
プールテント取り外し		2	回		
プール内清掃		1	回		
プール濾過機洗浄点検水入れ		2	回		
委 託 費 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

上美生小学校プール維持管理委託仕様書

1 委託場所 上美生小学校プール

2 業務期間 令和8年6月17日から令和8年9月30日までとする。
プール営業期間：令和8年7月1日～令和8年9月8日（70日間）

3 業務内容

- (1) 水泳プールのテント取り付け、取りはずし
- (2) 濾過器の保守点検
- (3) 各配管バルブの締め付け及び点検
- (4) 学校プール監視、警備、清掃業務
 - ア 監視及び警備時間：毎日午前10時から午後5時まで
 - イ 出入り者の確認
 - ウ 所定時の室温、水温及び水質検査（午前10時、12時、午後2時、4時）
 - エ 使用者の安全と禁止事項の指示及び指導
 - オ 施設機械の点検操作
 - カ 施設内、外の衛生及び清掃（水中掃除機による掃除は週1回以上）
 - キ その他必要なこと。
- (5) 毎日所定の業務日誌に必要事項を記載すること。
- (6) 業務中に施設の異常又は事故を発見したときは、その状況に応じて処置し学校長へ速やかに報告すること。
- (7) 携帯電話等を携行し、緊急事態が生じた場合は、状況により速やかに救急車の出動要請を行うこと。

4 業務担当者の条件

- (1) 水泳のできる者
- (2) 年齢が25歳から67歳までの者
ただし、会社が業務の遂行を保證できる者はこの限りではない。
(業務保証書を提出すること。)
- (3) 警備業法の規定に基づく教育を受けた者（またはこれから受講することが
確実である者）